

「市政への提案」回答 令和6年4月分

1. 市政に関すること
0件

2. 健康・医療・福祉・子育てに関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	18日	医療的児者、重症心身障害児者の支援内容に関する要望について	医療的ケア児コーディネーターを障害福祉課に常駐させ協議会の設置を希望します。	医療的ケア児コーディネーターにつきましては、職員の異動もあり、現在障害福祉課には不在となっておりますが、市内の事業者も含め、養成研修に推薦し、コーディネーターを配置していくよう努めております。 医療的ケア児協議会の設置につきましては、協議の場のあり方、構成員の選定、他市の動向等、多角的に研究をしております。	障害福祉課障害福祉係
			日常生活用具の紙おむつ補助対象の拡大をしてほしいです。	日常生活用具の紙おむつ補助対象の拡大につきましては、現在のところ予定はございませんが、今後も他市の状況等も参考に研究をしております。	
			福祉のしおりに補装具と日常生活用具の耐用年数の記載をしてほしいです。	補装具と日常生活用具の耐用年数につきましては、一律、機械的に耐用年数の経過を再支給の判断基準としているものではなく、破損等の状況、必要性等、個別の状況により判断していることから、障害福祉のしおり等への記載はしておらず、まずはご相談いただくようご案内しているところであります。	
			在宅レスパイト事業を認定してください。	医療的ケアがある重症心身障害児(者)を対象とした在宅レスパイト事業の導入につきましては、ニーズや他制度との均衡・優先順位等、総合的に判断をしております。	
			グループホームの増設をしてほしいです。	グループホームにつきましては、利用対象により必要性のあるホームの設置について、事業者積極的に情報提供する等して、誘致を図っております。 また、研修等につきましては、東京都等で必要な研修等を実施しておりますので、研修開催の案内等をグループホームに対して情報提供をしております。	
			重症心身障害児者の緊急一時保護施設を市内に設置してください。	重症心身障害児者の緊急一時保護施設につきましては、必要性は認識しており、検討を行っております。現在、受入れ可能な施設がない状況ですが、引き続き検討をしております。	
			通所支給日数の拡大を対象者全員に設定できるようにしてほしいです。	通所支給日数につきましては、事業所の開所日すべてを通所できるよう設定するものではなく、緊急な事態や特別な事由により必要な場合を除き、国が示す標準日数を参考に支給決定をしております。 なお、土日の開所に関しては、土日に利用する必要のある方が、支給日数の範囲でご利用されることを想定しております。	
			障害福祉課窓口対応について、一度過去に問い合わせしてその時は不可能であったが、対応できるようになっていれば対象者に連絡してほしいです。	サービスに関する制度等につきましては、お問合せいただいた都度、最新の情報を回答させていただきます。 また、制度等に改正があった場合には、ホームページ等を通して周知をしておりますが、サービス利用についてご不明点等ございましたら、計画相談事業所や障害福祉課にご相談ください。	
3	18日	子ども医療費の完全無償化について	子ども医療費の完全無償化をしてほしいです。	子どもの医療費助成制度は、東京都が制度化しており、東京都が一定の所得制限額や受診時の自己負担を定めております。都が定める制度を超えて医療費を助成するためには、市がその全額を負担することになります。本来であれば、都内に住む全ての子どもが平等に医療サービスを受けられるよう、都において制度を改正するべきと考えますが、本市においても、医療費助成制度の所得制限撤廃は、多くの子育て中の市民の方々の願いであり、都による制度改正を待てない状況にあるため、市がその財源を負担し、令和6年4月から0歳から18歳までのすべての子どもを対象に医療費を助成することといたしました。 受診時の自己負担につきましては、入院時の自己負担は無しで、通院時は1回あたり最大200円の自己負担をお願いしております。これは、過度な受診で医療機関に負担を与えず適切な医療体制を確保する観点から設けられたものであります。	子育て支援課手当助成係

3. まちづくり・住環境に関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	15日	石畳の歩道復旧のお願いについて	以前から石畳の歩道だったが、アスファルト舗装に変わってしまい、向陽台の趣として慣れ親しんでいたため、少し残念な気持ちもあり、元に戻してほしいです。	向陽台地区の歩道につきましては、住宅都市整備公団(現在のUR都市機構)により主に小舗石ブロックやタイルで整備されましたが、近年ではバリアフリー等の観点から、高齢の方やベビーカーなどの利用者から、通行に支障があるため改善を希望するとのご要望をいただいております。 市ではこのことを踏まえ、歩行者等の安全を第一に耐久性や経済性など、総合的な観点から適切な維持管理を検討した結果、歩道についてはアスファルト舗装での復旧を行っております。	管理課維持補修係
2	22日	道路補修について	自宅周辺の道路がアスファルトが劣化してひび割れているので、アスファルトの補修・張替などしてほしいです。また、歩道の白線も消えているので修正してほしいです。	稲城市では、市域全体の道路の舗装補修等について、職員によるパトロールや地域の皆様からの情報を踏まえ、優先順位をつけながら計画的に実施しているところでございます。お問い合わせいただいた道路につきましても、現状を確認しており、引き続き舗装等の劣化状況などを踏まえながら、舗装補修等の検討を進めてまいります。 なお、改善がなされるまでの間につきましては、日常点検を行い、必要に応じた部分的な補修を行っております。	管理課維持補修係
3	23日	稲城駅前改良工事について	稲城駅前改良工事の目的を教えてください。	稲城駅南口駅前広場改良工事は、南山東部土地区画整理事業の都市基盤整備や「TOKYO GIANTS TOWN」構想などの周辺のまちづくりの状況を勘案し、路線バスの増便等への対応に向け、バスやタクシーの乗車場所や待機場所を増やし安全に通行できるよう、駅利用者及び市民の安全性や利便性の向上を目的に実施をしております。	土木課道水路工事係
4	23日	喫煙所について	稲城駅前に喫煙所を作してほしいです。	市では、平成30年4月1日より「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例」を制定し、受動喫煙を防止する観点と吸い殻のポイ捨てを防止するため、市内全域での歩行喫煙や周囲に人がいる状況の路上等での喫煙を制限し、中でも多くの人が集まる市内6駅の半径300m以内の道路や公園などを路上等喫煙禁止区域内に指定しております。 禁止区域内につきましては、受動喫煙防止等の観点から、喫煙所の設置につきましては困難なものと判断をしております。	生活環境課環境保全係

4. 教育(学校・生涯学習)に関すること
0件

5. その他に関すること

No.	回答日	タイトル	内容	回答	回答課・係
1	1日	アイプラザの利用料金適正化について	利用料が高いこと、市内と市外で差が少ないため市民が気軽に利用できる料金体系ができていないので、市民にもっと利用しやすい料金と市外料金を倍に設定してほしいです。	市の公共施設につきましては、持続可能な運営及び適正な利用者負担を図られるように、市の算定基準に基いた使用料をご負担いただいております。 稲城市立プラザホールの施設使用料については、複数の近隣ホールの状況調査を行い、稼働率を確保して、ご利用いただける料金設定をしており、ホール以外の部屋については、市外の方の使用料金を2倍としております。 この度いただきました「市民にとってもっと利用しやすい料金設定とすること」、「市外料金を今の2倍くらいに設定すること」につきましては、市民より寄せられたご意見として、使用料見直しの際に参考とさせていただきます。 なお、稲城市立プラザホールと同程度の人数を受け入れることが可能な施設として稲城市立中央公民館ホールもございます。使用料については、公民館登録団体は原則無料、登録団体以外でも有料ですがご利用いただけますので、利用内容等に合うようであればご活用ください。	生涯学習課生涯学習支援係
2	1日	図書館のリクエスト対応が遅い件について	12月にリクエストした本が1月下旬になっても「確保待ち」になっており、問い合わせると翌日手配された。事務が滞留しているのあれば改善してほしいです。	お問い合わせいただきました件について、まず稲城市立図書館に所蔵がない本をリクエストされた場合の利用者の方への提供までの基本的な流れをご説明させていただきます。 利用者の方からリクエストを受領後、 1-①. 都立図書館や近隣市の図書館に所蔵があるか確認をし、貸出可能であれば貸借手続きを行います。概ねリクエスト受領後2週間～3週間ほどで市に届き、その後、利用者の方に連絡、貸出いたします。 1-②. 都立図書館や近隣市の図書館に所蔵がない場合、または所蔵していても貸出までに相当の時間を要する場合、市の選書基準に基づき購入の検討を行い、購入が決定した場合は、連携する取次会社に在庫確認及び発注依頼をし、在庫が確認された場合は、物流センターより決められた曜日に図書館に入荷されます。(リクエスト受領後2週間～4週間ほど) 2. 入荷後、図書館にてICタグやバーコードの貼付、保護フィルム等の装備を施し、図書館システムに登録いたします。その後リクエストされた図書館に配送し、利用者の方に連絡、貸出いたします。 なお、市立図書館に所蔵のない図書等のリクエストに関しましては、上記1-①、②～2の流れとなりますが、近隣市へ貸借依頼した場合は依頼先の貸出状況により、市で購入する場合は取次会社の在庫状況等により、大変お待たせしてしまう場合がございます。	図書館課奉仕係
3	1日	納税義務について	国会議員の裏金が問題になっていますが、このような中一般市民が納税するのはおかしいので、固定資産税、自動車税の納付書の送付を停止してください。	固定資産税は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第343条の規定により、固定資産の所有者に課税する市町村の税金です。その課税に当たっては、法第13条及び第364条の規定により、納税者に対して納税通知書及び課税明細書を交付しなければならないこととされています。 令和6年1月1日時点で稲城市内に所在する固定資産を所有している場合は、稲城市において令和6年度固定資産税の課税が発生します。所有者の皆様には、法第13条及び第364条の規定に基づき、令和6年5月1日に納税通知書及び課税明細書を送付させていただきます。 なお、自動車税につきましては、東京都自動車税コールセンター(TEL:03-3525-4066)又は東京都多摩自動車税事務所(TEL:042-522-8271)までお問い合わせください。	課税課家屋係
4	4日	クラブ:水曜日体操クラブ、入場規制について	15時30分からの体操クラブで15時20分に体育館に入らないと参加できないと、3月からルールが変わってしまっているようですが、こちらが正当なら文章化してホームページで公表してください。	この度の件につきましては、総合体育館を管理する職員及び教室を運営するクラブの職員に確認を行ったところ、15時20分に体育館に入らないと参加できないということではなく、下記の経緯がありましたことをご報告いたします。 総合体育館の利用枠の間には10分間のインターバルがあり、利用者が入退場を行う時間である一方、総合体育館を管理する職員が前後の利用枠で使用する機材の準備や片付けを行っておりますが、今回、機材の準備・片付け作業をしているところへ入退場する子どもたちが近づき、危険な場面がありました。 そのため、安全性を確保する方法を模索し、総合体育館側とクラブとの間で調整した結果、15時30分～15時40分のインターバルの10分間に関しては入退場を行わないよう整理したとのことでした。なお、教室の開始時間に遅れた場合でも、15時40分からは入場及び教室参加が可能であることを確認しております。 今後につきましても、総合体育館及びクラブとともに利便性と安全性に配慮した最適な方法を引き続き検討してまいります。	スポーツ推進課スポーツ推進係
5	23日	体育施設管理団体変更について	市の都合で体育施設の管理者が変更したのに、その影響が4月の中旬に使用できないことや3月の雨天時の返金手続きが面倒等、利用者の方に大いにある。もっと利用者のことを考えてほしいです。	市立公園内体育施設の指定管理者につきましては、令和6年4月1日から新たな指定管理者に変更となったこと、ご不便、ご面倒をお掛けし誠に申し訳ございません。 令和6年3月31日まで大会予約が入っていたため、前指定管理者が閉館後に退去した後に大掛かりな什器・備品の搬入出や受付窓口の準備等を行う必要があることから、4月1日から5日までの5日間の臨時休館をいただきました。引き続き、新たな指定管理者が安定した市民サービスを提供するために必要な期間となりますので、ご理解の程よろしく願っています。	スポーツ推進課スポーツ推進係